

# 統計情報について

平成28年6月3日(金)

宮城県国民健康保険団体連合会介護保険課

## 1. 統計情報の提供について

### (1) 統計情報の内容

#### ①国庫負担基準単位内訳データ

毎月、「前月」に受け付けた支給決定分について集計したものを、CSVデータとエクセルデータで提供しています。

提供例) 7月1日提供分→6月受付支給決定分から集計

#### ②障害者自立支援等実績データ

毎月、「前々月・前月」に受け付けた「3ヶ月前サービス提供分」の支給決定分について集計した、62個のCSVデータを圧縮フォルダ形式で提供しています。容量が大きいため、エクセルデータは提供しておりません。全市町村にCSVデータをエクセルデータに変換するツールをご提供しておりますので、変換の対応をお願いします。

提供例) 7月1日提供分→5月・6月受付支給決定分から集計(4月サービス提供分)

### ※参考様式等

- ・国庫負担基準単位内訳データ  
7ページ～12ページ
- ・障害者自立支援等実績データ  
13ページ～18ページ

## (2) 統計情報の流れ

①連合会：毎月初め、国庫負担・実績データを「伝送通信ソフト」連絡文書に送信



②市町村：伝送通信ソフトの連絡文書ボックスからデータ取り出し保存



③市町村：実績データ (csv) は、「変換ツール」を使用して実績データ (xls) に変換

## (3) 統計情報ファイル名

統計情報	内容	ファイル名(実際のデータには市町村番号が入ります)
国庫負担 データ	様式K1 国庫負担基準単位 (実利用者数)	040000_0_20160000_201600040000styleK1.xls
		040000_0_20160000_201600040000styleK1.csv
	様式K2 国庫負担基準単位 (支給額)	040000_0_20160000_201600040000styleK2.xls
		040000_0_20160000_201600040000styleK2.csv
	様式K3 告示第530号 厚生労働大臣が 定める障害福祉サービス費等負 担対象額に関する基準等 二. ト、チに掲げる者	040000_0_20160000_201600040000styleK3.csv
	実績 データ	csvデータ(9種類62個)の 圧縮ファイル(P9~12参照)

## 2. 統計情報の変更点について

### 2.1 国庫負担基準単位の変更について

#### (1) 変更内容の概略

厚生労働省より提供されている国庫負担基準に関する「厚生労働省作成フォーマット」(以下、「貼り付けシート」という)には、都道府県用及び市町村用の2種類があります。

そのため、都道府県及び市町村において、「貼り付けシート」を取り違えて使用してしまうことが生じています。

本対応では、平成28年4月受付分より、支払等システムで出力している都道府県向け「国庫負担基準都道府県別集計」の各集計様式の出力レイアウトを、市町村向け「国庫負担基準単位」の各集計様式の出力レイアウトに統一します。

なお、「国庫負担様式CSVファイル移行ツール」については、変更はありません。

#### (2) 様式の変更について

対象となる様式は、以下のとおりです。

▼表 3.3\_1 対象様式一覧

No.	ファイル ID	様式名	サンプル様式 ※1	同様の 変更 ※2	備考
1	F5495	国庫負担基準都道府県別集計(実利用者数)	①		
2	F5496	国庫負担基準都道府県別集計(支給額)		①	
3	F5497	国庫負担基準都道府県別集計_超過利用者(実利用者数)		①	
4	F5498	国庫負担基準都道府県別集計_超過利用者(支給額)		①	

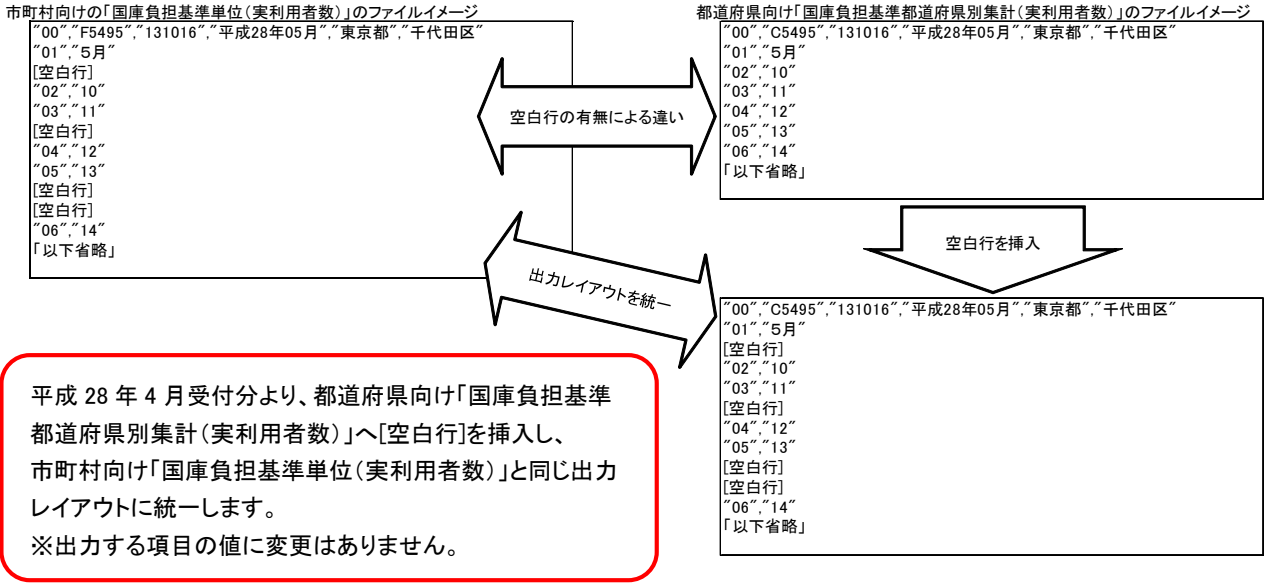
※1 対象様式のサンプル様式及び変更点が記載されている図番号を記載します。

※2 サンプル様式と同様の変更がある場合、該当するサンプル様式の図番号を記載します。

### (3) 変更様式の出カイメージ

変更後の出カイメージは、以下のとおりです。

#### ① 国庫負担基準都道府県別集計(実利用者数)



▲図 3.3\_1 国庫負担基準単位の出カイメージ 国庫負担基準都道府県別集計(実利用者数)

### (4) 平成28年4月受付分以降の「貼り付けシート」の運用について

平成28年3月受付分までは、現在使用している「貼り付けシート」を継続利用してください。

平成28年4月受付分以降は、厚生労働省より新たに提供される予定の「貼り付けシート」を利用し、「3月」欄から順に貼り付けます。

参考様式	受付年月												備考	
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		
既存の「貼り付けシート」		H27 5月	H27 6月	H27 7月	H27 8月	H27 9月	H27 10月	H27 11月	H27 12月	H28 1月	H28 2月	H28 3月	ファイル①	※平成27年度分
新たに提供される「貼り付けシート」	H28 4月	H28 5月	H28 6月	H28 7月	H28 8月	H28 9月	H28 10月	H28 11月	H28 12月	H29 1月	H29 2月	H29 3月	ファイル②	※平成28年度分
	H29 4月												ファイル③	※平成29年度分

▲図 3.3\_2 平成28年4月受付分以降の「貼り付けシート」の貼り付け方法

## 2.2 統計機能拡充について

サービス提供の効率化・重点化等を図っていくために、市町村等にて統計データをより活用できることを目的として、既存集計様式に対する集計項目の追加や新たな集計様式を追加します。

### (1) 集計項目の追加・全国集計ファイル送信機能の追加対応等 (平成 28 年 6 月リリース予定)

#### ① 集計項目の追加について

障害者自立支援等実績データの CSV ファイルに対し、以下の集計項目を追加します。  
また、集計項目の追加に対応した「障害者自立支援等実績報告情報移行ツール」を提供します。

- (a) 補足給付費を請求している事業所数
- (b) 短期入所の再掲として、福祉型、医療型ごとの件数
- (c) 自立訓練(機能訓練、生活訓練)の再掲として、通所型、訪問型ごとの件数

対象となる様式は、以下のとおりです。

▼表 3.4\_1 対象様式一覧

No.	様式名	備考
1	事業所・サービス種類関係(障害福祉サービス)	(a)、(b)、(c)
2	事業所・サービス種類関係(相談支援)	(a)
3	事業所・サービス種類関係(地域相談支援)	(a)
4	事業所・サービス種類関係(障害児支援)	(a)
5	事業所・サービス種類関係(障害児相談支援)	(a)
6	複数サービスの利用状況(障害福祉サービス)	(b)、(c)
7	市町村単位におけるサービス利用状況(概況)	(b)、(c)

なお、ファイルレイアウトの詳細は、インタフェース仕様書(統計編)【暫定版】(平成 27 年 12 月 7 日厚生労働省提示)を参照してください。

## (2) 新規集計様式の追加対応等(平成28年8月リリース予定)

利用者、事業所、地域ごとの個別のサービス利用状況やサービス提供実態の把握を目的とし、障害者自立支援等実績データのCSVファイルについて、新たな集計様式を追加します。

また、集計様式の追加に対応した「障害者自立支援等実績報告情報移行ツール」を提供します。追加となる様式は、以下のとおりです。

▼表 3.4\_2 追加様式一覧

No.	様式名	備考
1	個人ごとの状況(障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援)	
2	個人ごとの状況(障害児支援、障害児相談支援)	
3	事業所ごとのサービス提供状況(障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援)	
4	事業所ごとのサービス提供状況(障害児支援、障害児相談支援)	
5	地域別のサービス提供と利用状況(障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援)	
6	地域別のサービス提供と利用状況(障害児支援、障害児相談支援)	

なお、ファイルレイアウトの詳細は、インタフェース仕様書(統計編)【暫定版】(平成27年12月7日厚生労働省提示)を参照してください。

## (3) 実績データの提供時期について

障害者自立支援等実績データの拡充にかかる実績データの提供時期について、以下に示します。

		平成28年							
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
障害者総合支援 給付支払等 システム		集計項目の追加・全国集計ファイル 送信機能の追加対応等			▼6月下旬 システムリリース(予定)				
		新規集計様式の追加対応等					▼8月下旬 システムリリース(予定)		
障害者自立支援等 実績データ	① 市町村・ 都道府県 単位	平成28年3月サービス提供分 以前のデータ ※既存様式の集計分			平成28年4月サービス提供分以降のデータ ※集計項目を追加した既存様式の集計分				
	国保連合会に統計業務を委託している市町村・都道府県 に送付 (毎月1日～10日頃)		既存様式の平成28年6月サービス 提供分の集計時に、新規集計様式の 平成28年4月～6月分の集計データ を作成し、既存様式と併せて送付			平成28年4月サービス提供分以降のデータ ※新規集計様式の集計分			
	国保連合会での統計処理後に① のデータと併せて、統計業務を委託 している市町村に送付 (毎月1日～10日頃)		平成28年4月サービス提供分以降のデータ ※ 都道府県に対しては、現在も提供可能となっている。						
③ 全国集計	国保中央会での全国集計処理後に、国 保連合会を経由して、都道府県及び統 計業務を委託している市町村に送付 (毎月20日頃)			平成28年4月サービス提供分以降のデータ					

▲図 3.4\_2 障害者自立支援等実績データの拡充にかかる集計データの提供時期について





## ファイルレイアウト

### (1) 国庫負担基準単位(実利用者数)

▲『国庫負担基準単位(実利用者数)』画面

#### ▼ファイルレイアウト

No.	項目名	内容
1	市町村ID	市町村番号を出力します。
	都道府県名	都道府県名を出力します。
	市町村名	市町村名を出力します。
2	年度の内訳	「国庫負担様式 CSV ファイル移行ツール」を実施時に指定した「年度」より、対象期間を算出して出力します。 (年度の3月から年度の翌年2月を対象期間とします)
3	区分	区分を出力します。(※1)
4	区分ごとの単位	区分ごとの単位を出力します。
5	実利用者数	実利用者数を出力します。
6	計	行ごとに「3月」から「2月」までの実利用者数の合計を出力します。
7	区分ごとの単位×実利用者数	区分ごとの単位×実利用者数の合計により求めた結果を出力します。

※1 区分の各明細は、以下のとおりです。

イ 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けた者

- (1) (2)に掲げる者以外のもの
- (2) 介護保険給付対象者

ロ 重度障害者等包括支援対象者で、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの

- (1) (2)に掲げる者以外のもの
- (2) 介護保険給付対象者

ハ 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者(ロに掲げる者を除く。)

- (1) (2) から(4)までに掲げる者以外のもの
  - (一) 区分六に該当する者
  - (二) 区分五に該当する者
  - (三) 区分四に該当する者
  - (四) 区分三に該当する者

- (2) 介護保険給付対象者((3)及び(4)に掲げる者を除く。)
  - (3) 生活介護サービス費等を算定される者((4)に掲げる者を除く。)
    - (一) 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの
    - (二) 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの
    - (三) 区分五又は区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者であるもの
    - (四) 区分四に該当する者
    - (五) 区分三に該当する者
  - (4) 共同生活援助サービス費を算定される者(ト及びチに掲げる者を除く。)
    - (一) (二)から(五)までに掲げる者以外のもの
    - (二) 共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの
      - ((三)に掲げる者を除く。)
      - a 区分六に該当する者
      - b 区分五に該当する者
      - c 区分四に該当する者
    - (三) 共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの
    - (四) 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者((五)に掲げる者を除く。)
      - a 区分六に該当する者
      - b 区分五に該当する者
      - c 区分四に該当する者
      - d 区分三に該当する者
    - (五) 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの
- ニ 行動援護に係る支給決定を受けた者(ロ及びハに掲げる者を除く。)
- (1) (2)から(4)までに掲げる者以外のもの
    - (一) 区分六に該当する者
    - (二) 区分五に該当する者
    - (三) 区分四に該当する者
    - (四) 区分三に該当する者
    - (五) 障害児
  - (2) 介護保険給付対象者((3)及び(4)に掲げる者を除く。)
  - (3) 生活介護サービス費等及び児童デイサービス費を算定される者((4)に掲げる者を除く。)
    - (一) 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの
    - (二) 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの
    - (三) 区分四に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの
    - (四) 区分三に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの
    - (五) 区分三から区分六までに該当する者のうち介護保険給付対象であるもの
    - (六) 障害児
  - (4) 共同生活援助サービス費を算定される者(ト及びチに掲げる者を除く。)
    - (一) (二)及び(三)に掲げる者以外のもの
    - (二) 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者((三)に掲げる者を除く。)
      - a 区分六に該当する者
      - b 区分五に該当する者
      - c 区分四に該当する者
      - d 区分三に該当する者
    - (三) 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの
- ホ 居宅介護に係る支給決定を受けた者(ロからニまで及びへからチまでに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。)
- (1) (2)から(4)までに掲げる者以外のもの
    - (一) 区分六に該当する者
    - (二) 区分五に該当する者
    - (三) 区分四に該当する者
    - (四) 区分三に該当する者
    - (五) 区分二に該当する者
    - (六) 区分一に該当する者
    - (七) 障害児

## 7. 出力ファイルの説明

- (2) 身体介護サービス費及び家事援助サービス費を算定される者((3)及び(4)に掲げる者を除く。)
  - (一) 区分六に該当する者
  - (二) 区分五に該当する者
  - (三) 区分四に該当する者
  - (四) 区分三に該当する者
  - (五) 区分二に該当する者
  - (六) 区分一に該当する者
  - (七) 障害児
- (3) 生活介護サービス費等及び児童デイサービス費を算定される者のうち区分六に該当するもの((4)に掲げる者を除く。)
- (4) 経過の居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者
  - (一) 区分六に該当する者
  - (二) 区分五に該当する者
  - (三) 区分四に該当する者
  - (四) 区分三に該当する者
  - (五) 区分二に該当する者
- へ 居宅介護に係る支給決定を受けた者(居宅介護サービス費のロ、ニ及びホを算定される者)であって、共同生活援助サービス費のイからニまで又は外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定される者
  - (ロからニまで、ト及びチに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。)
- ト 居宅介護に係る支給決定を受けた者のうち共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの(ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。)
  - (1) 重度訪問介護サービス費の利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの
    - (一) 区分六に該当する者
    - (二) 区分五に該当する者
    - (三) 区分四に該当する者
  - (2) 同行援護サービス費の利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの
    - (一) 区分六に該当する者
    - (二) 区分五に該当する者
    - (三) 区分四に該当する者
  - (3) 行動援護サービス費の利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの
    - (一) 区分六に該当する者
    - (二) 区分五に該当する者
    - (三) 区分四に該当する者
- チ 居宅介護に係る支給決定を受けた者のうち共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの(ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。)
  - (一) 区分六に該当する者
  - (二) 区分五に該当する者
  - (三) 区分四に該当する者
- リ 同行援護に係る支給決定を受けた者(ロからチまでに掲げる者のうち以下の(1)から(4)までに掲げる単位数以上で算定されるものを除く。)
  - (1) (2)から(4)までに掲げる者以外のもの
    - (一) 区分六に該当する者
    - (二) 区分五に該当する者
    - (三) 区分四に該当する者
    - (四) 区分三に該当する者
    - (五) 区分二に該当する者
    - (六) 区分一に該当する者
    - (七) 区分なし
    - (八) 障害児
  - (2) 介護保険給付対象者((3)及び(4)に掲げる者を除く。)

- (3) 生活介護サービス費等及び児童デイサービス費を算定される者((4)に掲げる者を除く。)
  - (一) 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの
  - (二) 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの
  - (三) 区分四に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの
  - (四) 区分三に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの
  - (五) 区分二に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの
  - (六) 区分一に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの
  - (七) 区分なしに該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの
  - (八) 区分なしから区分六までに該当する者のうち介護保険給付対象であるもの
  - (九) 障害児
- (4) 共同生活援助サービス費を算定される者(ト及びチに掲げる者を除く。)
  - (一) (二)及び(三)に掲げる者以外のもの
  - (二) 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者((三)に掲げる者を除く。)
    - a 区分六に該当する者
    - b 区分五に該当する者
    - c 区分四に該当する者
    - d 区分三に該当する者
    - e 区分二に該当する者
  - (三) 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの

7. 出力ファイルの説明

(2) 国庫負担基準単位(支給額)

▲『国庫負担基準単位(支給額)』画面

▼ファイルレイアウト

No.	項目名	内容
1	市町村ID	市町村番号を出力します。
	都道府県名	都道府県名を出力します。
	市町村名	市町村名を出力します。
2	年度の内訳	「国庫負担様式 CSV ファイル移行ツール」を実施時に指定した「年度」より、対象期間を算出して出力します。 (年度の3月から年度の翌年2月を対象期間とします)
3	区分	区分を出力します。(※1)
4	支給額	支給額を出力します。
5	計	行ごとに「3月」から「2月」までの支給額の合計を出力します。

※1 P.14「(1) 国庫負担基準単位(実利用者数) ※1」参照

## 3.2 実績データ

( 抜粋 )

支払等システム

障害者自立支援等実績報告情報移行ツール  
操作手順書

第22.2版

国民健康保険中央会

## 1. 概要

「障害者自立支援等実績報告情報移行ツール」は、国保連合会の「障害者自立支援等実績報告情報作成」処理で作成した以下の8種類61個(※)の「障害者自立支援等実績報告情報CSVファイル」を取り込み、Excelファイルで出力するツールです。

※サービス提供年月が平成26年3月以前は、9種類62個です。

対象は、以下のとおりです。

No.	ファイル種類	ファイル名称
1	受給者関係	受給者関係(障害福祉サービス)
2		受給者関係(相談支援)
3		受給者関係(地域相談支援)
4		受給者関係(障害児支援)
5		受給者関係(障害児相談支援)
6	事業所・サービス種類関係	事業所・サービス種類関係(障害福祉サービス)
7		事業所・サービス種類関係(相談支援)
8		事業所・サービス種類関係(地域相談支援)
9		事業所・サービス種類関係(障害児支援)
10		事業所・サービス種類関係(障害児相談支援)
11	加算等集計	加算等集計(障害福祉サービス)_居宅介護
12		加算等集計(障害福祉サービス)_重度訪問介護
13		加算等集計(障害福祉サービス)_行動援護
14		加算等集計(障害福祉サービス)_重度障害者等包括支援
15		加算等集計(障害福祉サービス)_同行援護
16		加算等集計(障害福祉サービス)_療養介護
17		加算等集計(障害福祉サービス)_生活介護
18		加算等集計(障害福祉サービス)_経過的生活介護サービス費(別表)
19		加算等集計(障害福祉サービス)_短期入所
20		加算等集計(障害福祉サービス)_共同生活介護(※1)
21		加算等集計(障害福祉サービス)_施設入所支援
22		加算等集計(障害福祉サービス)_経過的施設入所支援サービス費(別表)
23		加算等集計(障害福祉サービス)_共同生活援助(※1)
24		加算等集計(障害福祉サービス)_共同生活援助(介護サービス包括型)(※2)
25		加算等集計(障害福祉サービス)_共同生活援助(外部サービス利用型)(※2)
26		加算等集計(障害福祉サービス)_宿泊型自立訓練
27		加算等集計(障害福祉サービス)_自立訓練(機能訓練)
28		加算等集計(障害福祉サービス)_自立訓練(生活訓練)
29		加算等集計(障害福祉サービス)_就労移行支援
30		加算等集計(障害福祉サービス)_就労移行支援(養成施設)
31		加算等集計(障害福祉サービス)_就労継続支援(A型)
32		加算等集計(障害福祉サービス)_就労継続支援(B型)
33		加算等集計(相談支援)_計画相談支援
34		加算等集計(地域相談支援)_地域移行支援
35		加算等集計(地域相談支援)_地域定着支援
36		加算等集計(障害児支援)_児童発達支援
37		加算等集計(障害児支援)_医療型児童発達支援
38		加算等集計(障害児支援)_放課後等デイサービス
39		加算等集計(障害児支援)_保育所等訪問支援
40		加算等集計(障害児支援)_障害児入所支援
41		加算等集計(障害児支援)_医療型障害児入所支援

## 1. 概要

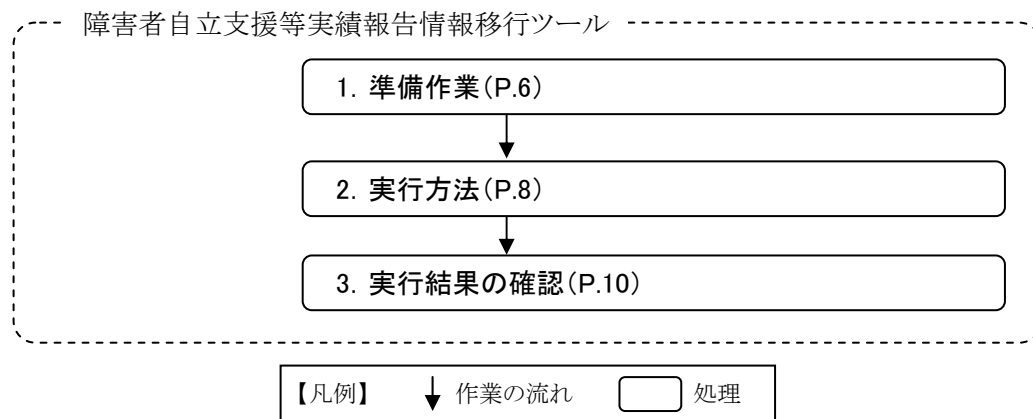
No.	ファイル種類	ファイル名称
42	加算等集計	加算等集計(障害児相談支援)_障害児相談支援
43	利用者負担関係	利用者負担関係・障害福祉サービス(金額分布)
44		利用者負担関係・障害福祉サービス(負担率分布)
45		利用者負担関係・障害児支援(金額分布)
46		利用者負担関係・障害児支援(負担率分布)
47	サービス利用状況(概況)	市町村単位におけるサービス利用状況(概況)
48		市町村単位におけるサービス利用状況(概況)(障害児支援)
49	訪問系サービスの 利用状況等(個表)	市町村単位における訪問系サービスの利用状況等(個表)_全体
50		市町村単位における訪問系サービスの利用状況等(個表)_区分1
51		市町村単位における訪問系サービスの利用状況等(個表)_区分2
52		市町村単位における訪問系サービスの利用状況等(個表)_区分3
53		市町村単位における訪問系サービスの利用状況等(個表)_区分4
54		市町村単位における訪問系サービスの利用状況等(個表)_区分5
55		市町村単位における訪問系サービスの利用状況等(個表)_区分6
56		市町村単位における訪問系サービスの利用状況等(個表)_区分なし(者)
57		市町村単位における訪問系サービスの利用状況等(個表)_区分なし(児)
58	複数サービスの利用状況	複数サービスの利用状況(障害福祉サービス)
59	支給決定情報集計	支給決定情報集計(障害福祉サービス)
60		支給決定情報集計(相談支援)
61		支給決定情報集計(地域相談支援)
62		支給決定情報集計(障害児支援)
63		支給決定情報集計(障害児相談支援)
64	障害程度区分の変更状況	障害程度区分の変更状況(障害福祉サービス)(※1)

※1 サービス提供年月が平成 26 年 4 月以降は出力しません。

※2 サービス提供年月が平成 26 年 4 月以降は、共同生活援助を共同生活援助(介護サービス包括型)と共同生活援助(外部サービス利用型)に分けて出力します。



## 1.1. 操作の流れ



▲「障害者自立支援等実績報告情報移行ツール」の操作の流れ

## 1.2. 各操作の概要

### ▼各操作の概要

No.	操作名	内容
1	準備作業	「障害者自立支援等実績報告情報移行ツール_Ver.22.2.0」を指定の場所に保存します。 国保連合会の「障害者自立支援等実績報告情報作成」処理で作成したサービス提供年月が平成24年4月以降の障害者自立支援等実績報告情報CSVファイルを指定の場所に保存します。
2	処理実行	実行手順に従い、「障害者自立支援等実績報告情報移行ツール_Ver.22.2.0」を実行します。
3	実行結果の確認	実行した結果を確認します。

## 5. 入力ファイルの説明

### 5.1. ファイル取込元

「DATA」フォルダの中から、実行時に指定した受付年月のCSVファイルを取り込みます。

### 5.2. ファイル名

「障害者自立支援等実績報告情報移行ツール」の入力ファイルは、以下のファイル名となります。

ファイル名:市町村番号+"_"+サービス提供年月+"_"+ファイル種類+"_"+バージョン番号+"_"				
①	②	③	④	
+処理日時+".csv"				
⑤				

(例)

131016\_201504\_JKS\_HP\_220200\_20150701123456.csv

#### ▼CSV ファイル名

No.	項目名	内容
①	市町村番号	6桁の市町村番号が設定されます。
②	サービス提供年月	実施時に指定したサービス提供年月がYYYYMM形式で設定されます。
③	ファイル種類	<p>ファイルの種類に応じて以下の記号が設定されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JKS_HP :受給者関係(障害福祉サービス)</li> <li>・JKS_SO :受給者関係(相談支援)</li> <li>・JKS_AC :受給者関係(地域相談支援)</li> <li>・JKS_HC :受給者関係(障害児支援)</li> <li>・JKS_CS :受給者関係(障害児相談支援)</li> <li>・OFS_HP :事業所・サービス種類関係(障害福祉サービス)</li> <li>・OFS_SO :事業所・サービス種類関係(相談支援)</li> <li>・OFS_AC :事業所・サービス種類関係(地域相談支援)</li> <li>・OFS_HC :事業所・サービス種類関係(障害児支援)</li> <li>・OFS_CS :事業所・サービス種類関係(障害児相談支援)</li> <li>・KST_HP :加算等集計(障害福祉サービス、相談支援、地域相談支援)(※1)</li> <li>・KST_HC :加算等集計(障害児支援、障害児相談支援)(※2)</li> <li>・SHR_HP_KNG_A :利用者負担関係・障害福祉サービス(金額分布)</li> <li>・SHR_HP_PCT_A :利用者負担関係・障害福祉サービス(負担率分布)</li> <li>・SHR_HC_KNG_A :利用者負担関係・障害児支援(金額分布)</li> <li>・SHR_HC_PCT_A :利用者負担関係・障害児支援(負担率分布)</li> <li>・PREF_HP :市町村単位におけるサービス利用状況(概況)</li> <li>・PREF_HC :市町村単位におけるサービス利用状況(概況) (障害児支援)</li> <li>・CITY :市町村単位における訪問系サービスの利用状況等 (個表)(※3)</li> <li>・CITY_INFO :市町村マスタ</li> <li>・MSRV :複数サービスの利用状況(障害福祉サービス)</li> <li>・PAYM_HP :支給決定情報集計(障害福祉サービス)</li> <li>・PAYM_SO :支給決定情報集計(相談支援)</li> <li>・PAYM_AC :支給決定情報集計(地域相談支援)</li> <li>・PAYM_HC :支給決定情報集計(障害児支援)</li> <li>・PAYM_CS :支給決定情報集計(障害児相談支援)</li> </ul>

No.	項目名	内容
③	ファイル種類	・HPTKBN :障害程度区分の変更状況(障害福祉サービス)(※4)
④	バージョン番号	障害者自立支援等実績データ抽出のバージョンレベル番号が999999形式で設定されます。 1桁から2桁:バージョン番号 3桁から6桁:レベル番号
⑤	処理日時	開始時の年月日時刻がYYYYMMDDHHMMSS形式で設定されます。

※1 サービス提供年月時点で有効なサービス種類コード(平成24年4月以降、23ファイル)。

※2 サービス提供年月時点で有効なサービス種類コード(平成24年4月以降、7ファイル)。

※3 障害支援区分単位に「全体、区分1から区分6、区分なし(者)、区分なし(児)」の9ファイル。

※4 サービス提供年月が平成26年4月以降は出力しません。



### 注意 取込元ファイルについて

国保連合会で作成された障害者自立支援等実績報告情報CSVファイル名のまま使用します。  
ファイル名は変更しないでください。

## 5.3. 留意事項

- 圧縮形式には対応していません。  
圧縮されたファイルを入手した場合、解凍作業を行い指定のフォルダに保存してください。